

## 港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

なお、平成29年11月1日付け港長公示第4号は、平成31年3月20日午後4時00分をもって廃止する。

平成31年3月11日

敦 賀 港 長



### 敦賀港における航泊の禁止について (区域の変更)

敦賀港の下記区域において、敦賀港 鞠山南岸東側海域の護岸整備工事が実施されるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。

#### 記

#### 1 期間

平成31年3月20日午後4時00分から当分の間

#### 2 区域

敦賀港金ヶ崎防波堤灯台を基点とし、次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 基点から	77.8度	1,361m (護岸上)
B点 A点から	320.5度	34m
C点 B点から	302.5度	228m
D点 C点から	270.0度	330m (護岸上)

(別図参照)

#### 3 標識

上記区域には、B点、C点及びC・D点の間に黄色灯浮標3基(単閃黄光3秒1閃光、光達距離5.5km)並びにD点には黄色簡易標識1基(単閃黄光3秒1閃光、光達距離5.5km)、計4基(同期点滅)の標識が設置される。

【航泊禁止区域】

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から

77.8度 1,361m (護岸上)

B点 A点から320.5度 34m

C点 B点から302.5度 228m

D点 C点から270.0度 330m (護岸上)

B点、C点及びC・Dの間には黄色灯浮標3基(単閃黄光3秒1閃光、光達距離5.5km,)並びにD点には黄色簡易標識(単閃黄光3秒1閃光、光達距離5.5km,)計4基(同期点滅)の標識が設置される。

